平成２７年（フ）第５４１２号
大阪市住吉区長居東３丁目８番14―305号、前住所兵庫県尼崎市神崎町36番20号
債務者　杉浦　　和
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番33号　アクティ21　402号
債務者　杉田由紀乃（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７号
大阪府門真市石原町24番31号　ハイツ高橋202号
債務者　原口　貴弘
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目18番３号公園南ハイツ司301号
債務者　安藤　　忍
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９号
大阪市西区立売堀１丁目４番22―417号
債務者　水本　文哉
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８８号
大阪市東住吉区北田辺５丁目２番15―203号
債務者　榮川　康三
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８９号
大阪市東住吉区北田辺５丁目２番15―203号
債務者　榮川喜代子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８３号
大阪市西成区鶴見橋３丁目２番26―301号、前住所大阪市西成区天下茶屋２丁目24番15号サニーハイツ25号
債務者　吉田　健一
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２９号
大阪府東大阪市大蓮南５―９―28　グランアクア東大阪３Ｆ号室、住民票上の住所大阪市平野区加美東５丁目12番29号
債務者　髙橋　哲也
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３５号
大阪市生野区中川６丁目４番12号
債務者　水嶋　敏爲
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６４号
大阪府枚方市甲斐田新町19番５号
債務者　細川　和則
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９８号
大阪市西淀川区竹島５丁目１番６号　アドバンテージ206号室
債務者　川野　直子（旧姓伊集）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００３号
大阪府門真市千石西町10番42―209号
債務者　小西　聖子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００５号
大阪府大東市灰塚４丁目４番27号　サンモールＣ棟102号
債務者　富岡　廣行
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００６号
大阪府吹田市山田南29番２―106号
債務者　武藤　清美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１４号
大阪府八尾市木の本１丁目50番地　玉野文化202号
債務者　浜西　淳一
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１７号
大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目５番40号　ユニゾン堂ヶ芝６Ｆ
債務者　松本順子こと　ＨＡＮ　ＯＫＳＯＯＮ　韓　　玉順
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部